

建設工事等入札参加資格審査事務処理要領

平成 5 年 10 月 1 日 制定
 平成 7 年 7 月 17 日 一部改正
 平成 9 年 4 月 1 日 一部改正
 平成 11 年 4 月 1 日 一部改正
 平成 13 年 3 月 13 日 一部改正
 平成 15 年 3 月 7 日 一部改正
 平成 17 年 3 月 11 日 一部改正
 平成 19 年 3 月 27 日 一部改正
 平成 21 年 3 月 13 日 一部改正
 平成 23 年 3 月 28 日 一部改正
 平成 25 年 6 月 7 日 一部改正
 平成 27 年 3 月 13 日 一部改正
 平成 29 年 3 月 13 日 一部改正
 平成 31 年 3 月 5 日 一部改正
 令和 3 年 3 月 8 日 一部改正

- 1 建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）第 3 条に規定する資格審査については、この要領の定めるところによるものとする。
- 2 選定要綱第 3 条第 1 項の審査は、客観的事項及び主観的事項について、それぞれについて、客観数値及び主観数値として点数を算出し、両点数を合計して総合数値を算出することによって行う。
- 3 2 の客観的事項に係る点数は、建設工事入札参加資格申請書を提出する際に添付された経営事項審査の結果において、業種ごとに算出された総合評点とする。ただし、共同企業体については、共同企業体の審査要領（昭和 37 年 1 月 27 日付け建設省発計第 79 号）により算出したものとする。
- 4 2 の主観的事項に係る点数の算出方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき公示した入札参加資格の認定毎に、当該公示において定めた主観的事項の状況に応じて決定するものとする。
- 5 選定要綱第 3 条第 3 項の格付基準は、次表のとおりとし、2 の総合数値が次表の当該業種の格付別総合数値基準に該当する等級を認定するものとする。
 なお、プレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事の等級は設定しない。

業種別格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	舗装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,290 以上	1,125 以上	940 以上	1,020 以上	1,060 以上	840 以上	935 以上	920 以上
B	885 以上	850 以上	815 以上	855 以上	855 以上	780 以上	795 以上	795 以上
C	670 以上	670 以上	725 以上	690 以上	725 以上	680 以上	695 以上	680 以上
D	670 未満	670 未満	725 未満	690 未満	725 未満	680 未満	695 未満	680 未満
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	解体工事	しゅんせつ 工 事	機器設置 電気通工事		
A	850 以上	970 以上	915 以上	940 以上	755 以上	915 以上		
B	770 以上	800 以上	780 以上	795 以上	665 以上	650 以上		
C	695 以上	690 以上	690 以上	715 以上	665 未満	650 未満		
D	695 未満	690 未満	690 未満	715 未満				

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

- 6 認定した資格は、当該認定に係る入札参加資格の有効期間の間は、変更しないものとする。

附 則

改正後の建設工事等入札参加資格審査事務処理要領の規定は、令和3年度及び令和4年度の建設工事等入札参加資格認定から適用する。

令和3年度及び令和4年度に県が発注する建設工事等に 参加する者に必要な資格に係る主観的事項に係る点数の 算出方法について

- 1 建設工事等入札参加資格審査事務処理要領（平成5年10月1日制定）第4に規定する主観数値の算出は、2以下に定める方法によるものとする。
- 2 主観数値の算出に用いる「建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め」（令和2年9月28日付広島県告示第1026号。以下「告示」という。）の第一の2の主観的事項の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 県が発注した建設工事の完成工事成績
平成28年11月1日から令和2年10月31日までの間に、しゅん工検査に合格した県が発注した建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事のしゅん工検査の総評点（以下「工事成績点」という。）及びその件数。
なお、特定建設共同企業体及び経常建設共同企業体が受注した工事については、当該工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率により按分した金額を算定に使用するものとする。
 - (2) 県の指名除外の状況
平成30年12月1日以降、令和2年11月30日までの間に、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）第2項第1号の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値（以下「指名除外月数」という。）ただし、建設業者等指名除外要綱別表18に基づく指名除外期間は含めない。
 - (3) 県発注工事における下請負の制限の状況
平成30年12月1日以降、令和2年11月30日までの間に、県発注工事における下請負の制限基準（平成14年4月1日制定）第2項の規定により下請制限の措置を決定した者に対する当該措置を行った月数の合計値（以下「下請制限月数」という。）
 - (4) 県発注工事等における契約制限の状況
平成30年12月1日以降、令和2年11月30日までの間に、県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱（平成24年5月31日制定）第2項の規定により契約制限の措置を決定した者に対する当該措置を行った月数の合計値（以下「契約制限月数」という。）
- 3 主観数値の算定方法は別記に定める算式によるものとする。

(別記)

1 主観数値 = 工事成績数値 (α) + 指名除外等数値 + その他数値

※ その他数値へ建設業労働災害防止協会への加入、エコアクション21の認証又はISO14005の取得有無、土木施工CPDS学習単位数、建築CPD学習時間数、造園CPD学習単位数、障害者雇用の状況、広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録、広島県働き方改革実践企業認定制度の登録、地域防災活動への貢献状況、社会資本維持管理活動への貢献状況、優良建設業者としての表彰、消防団協力事業所の認定及び広島保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録

(αの算出方法)

α は下表の左欄のβの数値に応じて、下表右欄の定めにより算出した数値とする。

※ αの数値については、小数点数第1位を四捨五入処理する。

※ 計算過程における小数点第5位以下の端数は切り捨てる。

(βの算出方法)

$$\beta = 0.08 \times (A_1 \times B_1 \times C_1 + A_2 \times B_2 \times C_2 \cdots + A_n \times B_n \times C_n) / \sqrt{D + E}$$

※ 計算過程における小数点第5位以下の端数は切り捨てる。

※ 計算に用いる各記号の定義は次のとおりとし、審査する工事の種類ごとに当該工事の種類が一致するデータを用いて算出する。

※ $(A_1 \times B_1 \times C_1 + A_2 \times B_2 \times C_2 \cdots + A_n \times B_n \times C_n)$ が0を超える場合にEを加える。

計算に用いる各記号の定義

A : 各工事の最終契約金額を100万円で除した数値

B : 各工事規模補正係数 (最終契約金額5億円以上の場合は2.0とし、最終契約金額5億円未満の場合は1.0とする。)

C : 各工事の工事成績点-65

D : 工事総件数

E : 100点 (基本点)

βの数値	αの算出方法
200点以下の数値	βの数値と同値の数値
200点を超え300点以下の数値	上覧の数値に、200点を超える数値を2で除した数値を加えた数値
300点を超え400点以下の数値	200点と、200点を超え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を超え400点以下の数値を3で除した数値を加えた数値
400点を超え500点以下の数値	200点と、200点を超え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を超え400点以下の数値を3で除した数値と、400点を超え500点以下の数値を4で除した数値を加えた数値
500点を超える数値	200点と、200点を越え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を超え400点以下の数値を3で除した数値と、400点を超え500点以下の数値を4で除した数値と、500点を超える数値を10で除した数値を加えた数値

(指名除外等数値)

指名除外等月数×－10

※「指名除外等月数」とは、指名除外月数、下請制限月数及び契約制限月数の合計値である。

(その他数値の配点)

建設業労働災害防止協会に加入している場合

5点

エコアクション21の認証又はISO14005を取得している場合

7点

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和34年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合

5点

広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されていること

2点

広島県商工会議所連合会及び広島県商工会連合会が行う広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されていること

3点

広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体として認定を受けていること（情報収集活動を行う者に限る。）

5点

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けていること

5点

県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けている場合

5点

広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けている場合又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合

5点

平成29年度、平成30年度、令和元年度又は令和2年度に優良建設業者としての表彰を受けた場合
各年度の表彰について10点

土木施工CPDS学習単位数、建築CPD学習時間数又は造園CPD学習単位数～企業毎に合計した学習単位数又は学習時間数を次の表に当てはめて配点する。

学習単位（時間）数	配点
180 以上	20
160 以上 180 未満	18
140 以上 160 未満	16
120 以上 140 未満	14
100 以上 120 未満	12
80 以上 100 未満	10
60 以上 80 未満	8
40 以上 60 未満	6
20 以上 40 未満	4
1 以上 20 未満	2

土木施工 CPDS 学習単位数， 建築 CPD 学習時間数又は造園 CPD 学習単位数の適用業種

		土	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
土木施工 CPDS		○				○	○	○					○		○	○			○											○			○
建築 CPD	1 級建築士		○	○					○			○	○								○												
	2 級建築士		○	○					○			○									○												
	木造建築士			○																													
	建築設備士									○	○																						
	1 級建築施工管理技士		○	○	○	○		○	○				○	○	○			○	○	○	○	○		○				○				○	
	2 級建築施工管理技士(建築)		○																														
	2 級建築施工管理技士(躯体)			○		○							○	○	○																		
	2 級建築施工管理技士(仕上げ)			○	○			○	○				○					○	○	○	○	○		○				○					
	電気工事施工管理技士										○																						
管工事施工管理技士											○																						
造園 CPD																										○							